

事務連絡:EHM-7

発信日時:2023年8月1日 17:00

タイトル:【愛媛県】【重要】愛媛県の全国旅行支援事業「えひめぐり みきゃん旅割」事業終了に伴うご案内

愛媛県における全国旅行支援参画事業者様

標題の件、愛媛県の全国旅行支援事業「えひめぐり みきゃん旅割」は、2023年7月1日帰着分(日帰り旅行は、2023年6月30日帰着分)をもちまして事業終了いたしました。事業終了に伴い、参画旅行事業者様には下記①～③の事項についてご案内いたします。

① 補助金申請期限について

「えひめぐり みきゃん旅割」の補助金対象となる旅行を実施した場合、期日までの補助金申請をお願いいたします。定められた期日までに補助金申請をいただけない場合は、当該申請は「否認」扱いとなり、補助金は支払われませんのでご注意ください。

■4月2日(日帰り旅行は4月1日)～7月1日(日帰り旅行は6月30日)帰着分の補助金申請について

2023年7月18日(火)に全国旅行支援 統一窓口共同運営体より発出された事務連絡:HS-055 のとおり、4月2日～4月29日帰着分(日帰り旅行は4月1日～4月28日帰着分)の補助金申請は5月15日(月)、5月9日～5月31日帰着分(日帰り旅行は5月8日～5月31日帰着分)の補助金申請は6月15日(木)、6月1日～7月1日帰着分(日帰り旅行は6月30日帰着分)の補助金申請は7月15日(土)をもって受付を終了させていただきました。

■「申請期間外のご要望」について

愛媛県では、4月2日帰着分(日帰り旅行は4月1日帰着分)から7月1日帰着分(日帰り旅行は6月30日帰着分)は8月15日(火)までご要望を受付いたします。

2023年8月16日(水)以降に愛媛県に申請された場合、当該申請は審査不可能で「否認」扱いになります。なお、期日までに補助金申請をいただいても審査時に申請不備があり、再申請が間に合わない場合、当該申請の補助金は支払われません。受付期限後は申請漏れ、修正などの問い合わせには対応いたしかねますので必ず期日までにご対応をお願いいたします。

なお、2022年10月11日～2023年4月1日帰着分(日帰り旅行は2023年3月31日帰着分)の申請漏れ分の補助金申請は、理由の如何を問わず受付しておりません。

② 販売補助金と地域クーポンについて

全国旅行支援の補助金は、旅行代金への販売補助金と地域クーポンのふたつが一体となって構成されており、どちらか片方の交付はできません。(統一窓口共同運営体「取扱マニュアル<旅行事業者様用>令和5年4月27日<Ver.3.2.0>」p.10参照)恐れ入りますが、以下に該当する場合、配布された地域クーポンの相当額は、旅行事業者様へ請求させていただきます。

■補助金申請が否認となった旅行

配布された地域クーポンの相当額は、旅行事業者様へ請求させていただきます。

■【宿泊旅行】の場合

「補助の対象でない商品へ販売補助金を適用して販売した」「補助の対象とならない旅行商品を対象であると誤って通知した」「対象となる人数を誤って通知した」等、旅行事業者の責による宿泊施設での地域クーポンの誤配布が起こった場合における、旅行者への対応および付与済の地域クーポン回収の責は、旅行事業者が負うものとなります。(旅行事業者の確認及び通知義務に関しては、統一窓口共同運営体「取扱マニュアル<旅行事業者様用>令和5年4月27日<Ver.3.2.0>」p.33-34、45-46を参照)

旅行事業者様から主体者(宿泊施設や添乗員等)への事前通知事項については、「えひめぐり みきゃん旅割 旅行事業者マニュアル<愛媛県ルール>電子クーポン対応(Ver.5.1 令和5年5月2日)p.6」にも記載しております。愛媛県ルールも併せてご確認ください。

補助金審査管理システムへの申請がなく、宿泊施設で宿泊証明書が発行されている旅行が県事務局にて確認された場合、旅行事業者様へご連絡をさせていただきます。

該当する旅行で配布された地域クーポン相当額は、旅行事業者様へ請求させていただきます。

旅行事業者様から宿泊施設に確認連絡をしていただき、地域クーポンの誤配布等が宿泊施設に起因する場合は旅行事業者様から宿泊施設へ地域クーポン相当額を請求して補填されるようお願いいたします。

■【日帰り旅行】の場合

誤配布・紛失された地域クーポンの相当額は、旅行事業者様へ請求させていただきます。

③ 返納について

2022年10月11日～2023年7月1日帰着分(日帰り旅行は6月30日帰着分)までの申請分において、お支払いされた販売補助金の返納が必要な場合には、8月31日(木)までに統一窓口へお問い合わせください。9月1日(金)以降は県事務局へお問い合わせください。

万が一、【宿泊旅行】において、補助金申請があり、宿泊施設で地域クーポンが配布されていないことが判明した場合、旅行事業者様へ該当の申請についてご連絡をさせていただきます。

恐れ入りますが、旅行事業者様から宿泊施設に確認連絡をしていただき、対象外となっていないかご確認をお願いいたします。確認の結果、対象外となっていた場合は補助金返納のお手続きをお願いいたします。

ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

○統一窓口共同運営体 事業者管理部

・事業者登録・補助金管理/精算関連対応に関して TEL:03-6635-3655

・統一窓口基本ルール・ツアー造成対応に関して TEL:03-6635-3669

(平日 10:00~17:00)

○えひめぐり みきゃん旅割 事務局

TEL:089-998-2273

※電話受付時間(平日)9:30~17:00 土・日・祝休業